

こどもを預けたいけれどもどうすればいいの？

神奈川区役所 こども家庭支援課

令和2年9月

働きたいけど子どもの
預け先ってどんなところ
があるの？

幼稚園に通わせながら
仕事もしたい。

保護者の急な仕事や急病の
時に預け先はあるの…？

日曜日なのに仕事が入って
しまった。

用事をすませる間だけ
ちょっと子どもを見て
もらいたいんだけど…

子どもが病気なのに
仕事が入っちゃった…

?



◎ 一時的に保育施設に預ける

施設に直接申し込み

認可保育所などの保育施設で他のお子さんと一緒に預かります。
ご利用にあたっては、施設に直接お問い合わせください。事前の登録と予約が必要です。

□認可保育所などの一時保育 (受入年齢は施設により異なります)

※神奈川区では、36の園で実施。

実施園については区ホームページ「令和2年度 神奈川区保育所等施設一覧」参照。



300円/時間

一時保育



□乳幼児一時預かり事業 (横浜市民で生後57日～就学前のお子さん)

- ・月曜日～金曜日 (保育時間は各施設にご確認ください)
- ・「SKYKID保育園 一時保育室」 (JR横浜線大口駅 徒歩4分)
- ・「スターチャイルド《横浜一時預かり》」 (横浜駅 徒歩1分)
- ・「託児室 あいあい」 (市営地下鉄岸根公園駅 徒歩7分)
- ・市内24施設あり



300円/時間

一時預かり



◎ 地域に預ける

会員登録必要

□横浜子育てサポートシステム

(生後57日～小学生のお子さん)

- ・地域のなかで子どもを預けたり、預かったりすることで人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみで子育ての支援を目指す、会員制の有償の支えあい活動です。
- ・神奈川区支部事務局は神奈川区子育て支援拠点のかなーちえ内にあります。
- ・子どもを預かってほしい人と、子どもを預かる人がそれぞれ会員登録をし、依頼を受けて事務局がコーディネートします。
- ・利用するには入会説明会に参加し、利用会員として登録する必要があります。

最新情報は
ホームページで
チェック！



平日	7:00-19:00	800円/時間
土日祝・上記時間外		900円/時間
その他援助活動にかかった交通費など		実費

子育てサポートシステム



◎ お子さんが病気の時や病後に預ける

施設に直接

□病児保育

(生後6か月～小学生のお子さん)



1日 2000円

- ・医療機関併設型病児保育室で、看護師・保育士が病初期の段階から病気のお子さんをお預かりします。
- ・「大口東総合病院 おおぐち病児保育室」(神奈川県大口通)
- ・市内22施設で実施

病児保育



□病後児保育

(生後6か月～小学生のお子さん)



1日 2000円

- ・病気の回復期にあるお子さんを、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりするサービスです。
- ・「あおぞら第2保育園 あおぞら病後児保育室 さくらんぼ」(神奈川県六角橋)
- ・市内4施設で実施

病後児保育



◎ 休日や緊急の時に預ける

施設に直接申し込み


□休日保育・休日一時保育 (受入年齢は施設により異なります) 時間帯・年齢により 230~420円/時間

- ・お仕事などの都合により、日曜や祝日に保育ができないときに利用できます。
- ・「横浜市かながわ保育園」(JR・京急線「東神奈川」下車徒歩1分)
- ・市内10施設で実施

休日一時保育



□24時間型緊急一時保育 (生後6か月~就学前のお子さん)

- ・突発的に起きてしまう保護者等の病気・事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなった時、保育所で一時的にお預かりします。夜間・宿泊も含め、24時間365日対応します。
- ・「あおぞら保育園」(神奈川区六角橋)  時間帯・年齢により 400~700円/時間
24時間の上限 10,000円
- ・市内2施設で実施

24時間型緊急一時保育



◎ 日常的に預ける ①

<3歳児～小学校就学前>

□幼稚園や認定こども園（教育利用）と預かり保育の利用

預かり保育実施園では、正規の教育時間以外にお子さんを預けることもできます。
また、就労や病気などの保育の必要性の認定を受けた場合には、横浜市が認定した幼稚園・認定こども園が実施する預かり保育にお子さんを無償で預けることもできます。

（預かり保育の種類により、日額の上限があります。）

幼稚園によって、実施している預かり保育の種類や預かり時間は異なります。



たとえば…

7:30



登園



9:00



教育時間開始



14:00



預かり保育



18:00



お迎え



横浜市私立幼稚園等
預かり保育事業



◎ 日常的に預ける ③

施設に直接申し込み

□横浜保育室・企業主導型保育事業・認可外保育施設など

- ・横浜保育室や企業主導型保育事業は、就労や病気などの保育の必要性がある場合に利用することができます。
(就労を理由として申請する場合は、月64時間以上働くときに利用できます。)
- ・施設により受入年開始年齢は異なります。
- ・利用については、施設に直接申し込みをします。
- ・実際に施設を見学するなど、ご自身の目で保育内容や契約条項等をご確認ください。

◎ 幼児教育・保育の無償化について

□認可保育所・認定こども園等の保育料について

- ・ 0～2歳児クラスのお子さん（横浜保育室利用のお子さんも含む）
令和2年9月～令和3年8月の月額保育料は、令和2年度の世帯の市民税をもとに算定します。市民税非課税世帯は利用料が無償となります。
- ・ 3～5歳児クラスの全てのお子さんの利用料が無償となります。
- ・ 制服や遠足、給食など、利用料以外の実費負担が発生する場合があります。

□幼稚園

- ・ 3～5歳児クラスの全てのお子さんの利用料が無償となります。
(私学助成幼稚園の場合、月額25,700円まで無償となります。)
- ・ 保育の必要性の認定のある3～5歳児クラスまでのお子さんの預かり保育利用料は、月額11,300円まで無償となります。

□認可外保育施設等（保育料は各施設にお問い合わせください）

- ・ 保育の必要性の認定のある3～5歳児クラスまでのお子さんで保育所等を利用していない場合
利用料が月額37,000円まで無償となります。



☆保育・教育コンシェルジュにご相談ください☆

コンシェルジュ窓口相談（予約制）

月～金 9時から15時まで

TEL:045-411-7157

（神奈川区役所こども家庭支援課）

★申請締切日（9月～11月初旬）までは予約が大変混み合います。
ご希望の方は早めにご予約ください。